の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において平成20年６月13日から同月23日までの間、買い注文を発注して買い特別気配を表示させ、これを更新させた後、売り注文を発注して板寄せを成立させる方法や、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げるなどの方法により、同株券合計173株を買い付ける一方、同株券合計86株を売り付け、同株券の株価を６万8,000円から９万5,000円まで高騰させるなどし、同株券の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

【課徴金額】　326万円

㈱　相場操縦における課徴金額の計算方法は、トリニティ工業株式会社株券に係る相場操縦事案（前記⑦）を参照。

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成21年６月30日

2　犯則事件の調査・告発実績

⑴　犯則事件の調査の実施状況

平成20事務年度に告発した事件については、犯則嫌疑者等の居宅及び関係事務所等に対する必要な強制調査を実施するとともに、任意調査を実施した。

なお、株式会社アスクレピオスの詐欺事件に関連した内部者取引事件⑴については、警視庁と、株式会社ドン・キホーテ店舗への放火による相場変動目的暴行・脅迫事件⑴⑵については、神奈川県警察本部と合同で強制調査・捜査を実施しているところであり、事件の状況に応じて他の捜査機関と連携を図りつつ、効果的・効率的な調査の遂行に努めてきたところである。

⑵　告発の状況

証券監視委は、犯則事件の調査結果に基づき、相場変動目的暴行・脅迫の嫌疑で２件・２名、内部者取引の嫌疑で７件・８名の合計９件・10名について、それぞれ以下の地方検察庁検察官に告発した。

事　件　名	告発先
株式会社アスクレピオスの詐欺事件に関連した内部者取引事件⑴⑵	東京地方検察庁検察官
ジェイ・ブリッジ株式会社常務執行役員による同社株券に係る内部者取引事件	
ジェイ・ブリッジ株式会社元取締役会長による同社株券に係る海外ダミー口座を利用したクロスボーダー内部者取引事件	
ＩＲ専門家によるＩＲ対象株券に係る内部者取引事件	大阪地方検察庁検察官
株式会社プロデュースに対する証券監視委の強制調査に係る公表前の内部者取引事件	さいたま地方検察庁検察官
株式会社ドン・キホーテ店舗への放火による相場変動目的暴行・脅迫事件⑴⑵	横浜地方検察庁検察官
東証一部上場企業（株式会社イマージュ）代表取締役社長による内部者取引事件	高松地方検察庁検察官

上記のとおり事案が地域的な広がりを見せるなか、証券監視委としては、各地域の捜査機関や財務局と連携を図りつつ効果的・効率的な調査を実施してきたところである。

証券監視委は、活動方針において、海外当局と積極的に連携し、市場監視の空白を作らないよう取り組んでいく旨を掲げ、ＭＯＵの枠組みを活用したクロスボーダー取引の監視を強化してきているところであるが、平成20事務年度においては、シンガポール通貨監督庁（ＭＡＳ）の協力を得て、クロスボーダーの不公正取引について、初の告発を行った。

また、証券取引法制定以来初めてとなる、金商法第158条の相場変動目的の暴行・脅迫による告発を行った。

このように、証券監視委は、金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化・ローカル化といった環境変化に柔軟かつ機敏に対応し、複雑・困難な複合事案を含む幅広い態様の事案を手掛け、内外の関係諸機関と連携しつつ効果的・効率的かつ機動的に調査を実施の上、告発実績を重ね、厳正な市場監視に努めているところである。

⑶　告発事案の概要

①　株式会社アスクレピオスの詐欺事件に関連した内部者取引事件⑴

本件は、株式会社ＬＴＴバイオファーマの取締役副会長かつ筆頭株主であり、また、同社子会社である株式会社アスクレピオスの代表取締役社長であった犯則嫌疑者が、自ら敢行してきた株式会社アスクレピオスによる病院再生事業を騙った詐欺行為が発覚したこと等の株式会社ＬＴＴバイオファーマの業務等に関する重要事実を知り、その公表前に株式会社ＬＴＴバイオファーマ株券を売り付けたものである。

なお、本件重要事実のうち、株式会社アスクレピオスによる病院再生事業を騙った詐欺行為が発覚したことについては、バスケット条項（金商法第166条２項８号）を適用したものである。

犯則嫌疑者は、先に詐欺罪容疑で警視庁に逮捕されており、本件内部者取引事件については、証券監視委と警視庁が連携して調査・捜査を進めたものである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が金商法（第166条１項等　会社関係者の禁止行為）に違反するとして、平成20年９月17日、警視庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年10月７日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、株式会社ＬＴＴバイオファーマの取締役副会長として、平成20年１月25日ころ、株式会社ＬＴＴバイオファーマの業務執行を決定する機関が、株式会社ＬＴＴバイオファーマの子会社である株式会社アスクレピオスとの資本提携を解消して子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うことについての決定をした旨の業務等に関する重要事実を知り、さらに、同年３月３日ころ、株式会社アスクレピオスが主力事業として投資を募っていた病院再生事業が架空のものであったことが発覚し、それ以降に償還日が到来する償還金を償還する目途が立たなくなった旨の同社の運営、業務又は財産に関する重要事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を知ったものであるが、法定の除外事由がないのに、上記各事実の公表前である同年３月４日から同月19日までの間、５回にわたり、株式会社ＬＴＴバイオファーマの株券合計１万1,500株を代金合計４億1,223万2,000円で売り付けたものである。

【告発後の経緯】

平成20年10月８日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において公判係属中である。

②　株式会社ドン・キホーテ店舗への放火による相場変動目的暴行・脅迫事件⑴

本件は、下記④と合わせ、犯則嫌疑者が、あらかじめ信用取引によって株式会社ドン・キホーテの株券を売却した上でこれを安値で買い戻して利益を得ようと企て、同社株価を下落させようとして、同社店舗に放火するとともに犯行声明文を送り付け、もって相場変動目的で暴行・脅迫を行ったものである。

犯則嫌疑者は、先に威力業務妨害罪容疑及び現住建造物等放火未遂罪容疑で神奈川県警察本部に逮捕されており、本件相場変動目的暴行・脅迫事件については、証券監視委と神奈川県警察本部が連携して調査・捜査を進めたものである。

なお、相場変動目的の暴行・脅迫による告発は証券取引法制定以来初めてであるが、本件告発は、放火罪や威力業務妨害罪とは異なる、市場の公正性や投資者保護といった金商法の保護法益の確保を図るものである。